

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について

[資料1]

新型インフルエンザ等対策特別措置法は、新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としている。※暫定措置として、令和2年3月に新型コロナウイルス感染症をこの特措法の適用対象とする改正が行われている。

新型インフルエンザ等緊急事態宣言（特措法32条）

新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る）が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる場合に行われる。

緊急事態宣言が発出された都道府県において可能となる主な措置

- ① 住民に対する外出自粛要請（特措法第45条第1項）
- ② 学校、社会福祉施設、興行場、多数の者が利用する施設に対する使用停止の要請・指示（特措法第45条第2項・第3項）

保育所、劇場、観覧場、映画館又は演劇場、集会場又は公会堂、展示場、百貨店、マーケット、ホテル又は旅館、運動施設、博物館、美術館、図書館、キャバレー、ナイトクラブ、理髪店、学習塾等が該当（特措法施行令第12条）

- ③ 臨時医療施設のための土地、建物の使用（同意を得なくても使用することが可能）（特措法第48条・49条）
- ④ 運送業者に対する緊急物資、医薬品・医療機器等の運送要請・指示（特措法第54条）
- ⑤ 医薬品・食品・衛生用品等の売り渡しの要請（要請に応じない場合、収用が可能）（特措法第55条）

[資料1]

緊急事態宣言が先行して発出されている7都府県の緊急事態措置内容

都道府県		東京都	埼玉県	千葉県	神奈川県	大阪府	兵庫県	福岡県	愛知県	
状況		緊急事態宣言対象地域								【参考】 独自の緊急事態宣言
移動制限ほか県民への要請等		・原則外出自粛（生活の維持に必要な場合を除く） ・夜の繁華街への外出自粛	・原則外出自粛（生活の維持に必要な場合を除く） ・夜の繁華街への外出自粛	・原則外出自粛（生活の維持に必要な場合を除く） ・夜の繁華街への外出自粛 ・同居家族以外の多人数での会食への参加の自粛	・原則外出自粛（生活の維持に必要な場合を除く） ・夜の繁華街への外出自粛	・原則外出自粛（生活の維持に必要な場合を除く） ・夜の繁華街への外出自粛	・原則外出自粛（生活の維持に必要な場合を除く） ・夜の繁華街への外出自粛 ・人口密集地との往来自粛、旅行や帰省など県境をまたぐ移動自粛	・原則外出自粛（生活の維持に必要な場合を除く） ・夜の繁華街への外出自粛 ・食料・医薬品や生活必需品の買い占め自粛	・原則外出自粛（生活の維持に必要な場合を除く） ・夜の繁華街への外出自粛 ・食料・医薬品や生活必需品の買い占め自粛	
イベント制限		・屋内外・規模を問わず3つの密が重なるイベント、パーティ等の自粛要請 ・特措法により一定規模以上は開催停止要請 ・特措法によらないその他の施設は開催停止協力依頼	多数の者が参加するイベントの開催を控えるよう協力依頼	原則中止・延期	屋内外・規模を問わず3つの密が重なるイベント、パーティ等の自粛要請	屋内外・規模を問わず3つの密が重なるイベント、パーティ等の自粛要請	原則中止・延期	原則中止・延期	・多数の者が参加するイベントの開催を控えるよう協力依頼 ・クラスターの発生状況等を見極めて施設の利用制限を要請	
休止要請（特措法施行令第11条関係）	遊興施設等	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス等	休業要請	休業要請	休業要請	施設の使用制限等の要請（応じない場合、個別の要請・指示も検討）	休業要請	休業要請	休業要請	
	大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。								
	運動、遊戯施設	体育館、水泳場、ポーリング場、スポーツクラブなどの運動施設、又はマージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場等								
	劇場等	劇場、観覧場、映画館又は演芸場								
	集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。								
	商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。	(対象外)	(対象外)						

都道府県		東京都	埼玉県	千葉県	神奈川県	大阪府	兵庫県	福岡県	愛知県	
状況		緊急事態宣言対象地域							【参考】 独自の緊急事態宣言	
協力要請（特措法に抛らないもの）	大学、学習塾、文教施設	前記の規模（床面積の合計が1,000㎡）以下及び大学以外の学校	前記の趣旨（休業要請）に鑑み適切な対応について協力依頼	・県立学校（休校） ・幼稚園・保育園（この方針をふまえ適切な措置を講じるよう依頼）	・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園、自動車教習所、学習塾（休業要請）	・大学・学習塾（休業要請の趣旨に基づき協力を依頼） ・文教施設（休業要請）	・大学・学習塾（施設の使用制限等の協力を依頼） ・文教施設（施設の使用制限等の要請（応じない場合、個別の要請・指示も検討））	・県立学校：臨時休業 ・市町立学校・園：臨時休業を要請、幼稚園等の預かり保育は必要に応じて設置者で判断 ・高専、私立学校（幼小中高・専修学校・各種学校）：休業要請の趣旨に基づき協力を依頼	大学・学習塾等（施設の使用停止の協力を依頼） 上記以外の学校（休業要請、預かり保育等の提供を通じて保育を必要とする園児や児童等の居場所確保の取組を継続して実施するよう要請）	・県立学校（臨時休業） ・適切な対応依頼
	集会・展示施設	前記の規模（床面積の合計が1,000㎡）以下		(対象外)	(対象外)	休業要請の趣旨に基づき協力を依頼	施設の使用制限等の要請（応じない場合、特措法による個別の要請・指示も検討）	休業要請の趣旨に基づき、協力を依頼	施設の使用停止の協力を依頼	適切な対応依頼
	商業施設	前記の規模（床面積の合計が1,000㎡）以下	適切な対応の依頼							
生活を維持するうえで必要な施設	社会福祉施設	保育所、放課後児童クラブ、通所介護施設、短期入所施設	事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること）	事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること）	事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること）	事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること）	・事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること） ・通所又は短期間の入所の利用者（家庭での対応が可能な場合には、可能な限り、利用の自粛を要請）	・事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること） ・通所又は短期間の入所の利用者（家庭での対応が可能な場合には、可能な限り、利用の自粛を要請） ・面会（原則中止要請）	・事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること） ・保育所、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス（家庭での対応が可能な利用者への利用の自粛を要請し、保育の提供及び預かりを縮小して実施）	・事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること）
	医療施設	病院、診療所、薬局等	事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること）				事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること）			事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること）
	生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア等	事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること）	事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること）	事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること）	事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること）				事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること）
	食事提供施設	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを含む。）	・事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること） ・営業時間短縮の協力要請	事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること）	事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること）	事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること）	・事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること） ・営業時間短縮の協力要請	事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること）	事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること）	・事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること） ・営業時間短縮の協力要請
	住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿等	事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること）							事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること）
	交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等）等	事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること）				事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること）			事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること）
	工場等	工場、作業場等								
	金融機関・官公庁	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所等	・事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること） ・テレワークの一層の推進を要請、適切な感染防止対策の協力要請				・事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること） ・テレワークの一層の推進を要請、適切な感染防止対策の協力要請			・事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること） ・テレワークの一層の推進を要請、適切な感染防止対策の協力要請
	その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係等	適切な感染防止対策の協力要請				適切な感染防止対策の協力要請			適切な感染防止対策の協力要請

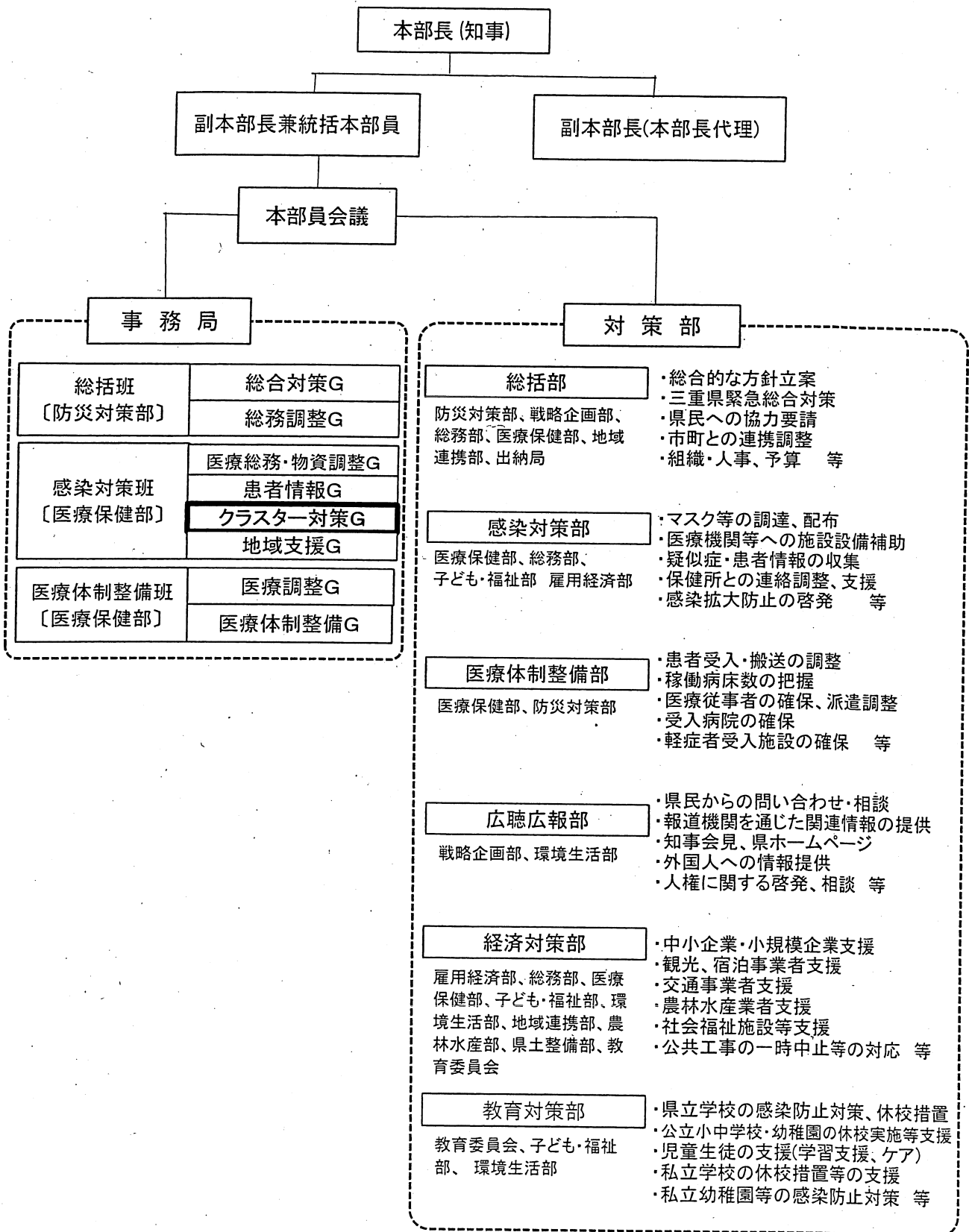
※R02.04.16現在、各都府県のHP上で確認できた範囲内であり、漏れ等の可能性はあります。また、各都府県の施策はこれが全てとは限りません。

三重県内の新型コロナウイルス感染症患者発生状況（4月16日現在）

	陽性確認日	年代	性別	国籍	居住地	職業等	行動歴、濃厚接触者等
第1例目	1月30日	50代	男性	外国	三重県	※	武漢市に滞在し、帰省。
第2例目	3月10日	30代	女性	日本	伊賀保健所管内	無職	近親者が、大阪市内ライブハウス訪問。
第3例目	3月11日	60代	男性	日本	伊賀保健所管内	自営業	第2例目の近親者であり濃厚接触者。
第4例目	3月11日	60代	女性	日本	伊賀保健所管内	無職	第2例目の近親者であり濃厚接触者。
第5例目	3月11日	30代	男性	日本	伊賀保健所管内	会社員	第2例目の近親者であり濃厚接触者。
第6例目	3月11日	20代	女性	日本	伊賀保健所管内	休職中	第2例目の近親者であり濃厚接触者。
第7例目	3月11日	10歳未満	女性	日本	伊賀保健所管内	在家庭	第2例目の近親者であり濃厚接触者。
第8例目	3月14日	70代	男性	日本	桑名保健所管内	無職	クルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」の乗客。
第9例目	3月18日	50代	男性	※	四日市市	※	東京都から発生報告のあった患者との接触者（四日市市発表）。
第10例目	3月30日	30代	男性	日本	埼玉県	会社員	自家用車で埼玉県から来県し、陸上競技の練習会で講師。
第11例目	3月30日	30代	男性	日本	東京都	会社員	仕事のため、自家用車で東京都から一人で来県。
第12例目	4月1日	20代	男性	日本	伊賀市	会社員	自家用車で一人で大阪府へ行き、友人3人と食事し、大阪府の実家に宿泊。
第13例目	4月2日	40代	女性	日本	桑名市	無職	第10例目の接触者で、陸上練習会の関係者との懇親会に参加。
第14例目	4月9日	50代	男性	日本	明和町	会社員	東京から帰省した親族と接触。工作上、首都圏の方との接触。
第15例目	4月9日	20代	男性	日本	明和町	会社員	第14例目と同居しており、東京から帰省した親族と接触。
第16例目	4月11日	60代	男性	日本	津市	会社員	4月8日に名古屋市で発生した患者の濃厚接触者。
第17例目	4月11日	40代	女性	日本	松阪市	無職	東京都の家族のもとを訪問。
第18例目	4月14日	50代	女性	日本	津市	介護士	第16例目の妻で濃厚接触者。発症前から自主的に自宅待機しており、勤務していない。
第19例目	4月14日	50代	女性	日本	明和町	会社員	第14、15例目の家族で濃厚接触者であり、東京から帰省した親族とも接触。
第20例目	4月15日	50代	女性	日本	東員町	歯科医師	桑名市にて歯科クリニック経営者。名古屋市が実施したPCR検査の結果陽性反応が出た患者と接触。
第21例目	4月15日	30代	男性	日本	津市	会社員	第14例目と同じ職場。
第22例目	4月16日	80代	男性	日本	志摩市	無職	第14、15、19例目の親族であり、東京から帰省した親族とも接触。
第23例目	4月16日	50代	男性	日本	菰野町	調理師	桑名市内ホテル調理員。4月8日以降勤務先は休業しており、発症したのは休業後。
第24例目	4月16日	50代	女性	日本	明和町	保育園事務員	松阪市内の保育園事務員。
第25例目	4月16日	40代	男性	日本	松阪市	会社員	第14例目の濃厚接触者。
第26例目	4月16日	50代	男性	日本	四日市市	会社員	4月15日に死亡が判明（四日市市発表）。

※未公表

新型コロナウイルス感染症対策本部体制



「緊急事態宣言」発出を受けた今後の対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大を阻止するとともに、県民の皆様の不安を解消するため、本県の今後の対応について速やかに検討を行う。

これまでの対応状況

- 感染拡大が続く県外（7都府県、愛知県、岐阜県、北海道、京都府）との移動自粛を要請
- 繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛を要請
- 企業に対して、人との交わりを低減する取組（テレワーク、時差出勤、休みやすい環境等）の検討を要請
- 感染拡大のリスクが高いイベントの自粛を要請



今後の主な対応

- 県外への移動自粛について協力を要請
- 県外から県内への移動自粛について協力を要請
- 県内における外出の自粛等について協力を要請
- 特に、大型連休期間の都道府県をまたいだ不要不急の移動自粛について協力を要請
- 接触機会を低減するための取組（テレワーク等）の強力な推進
- 飲食店等に対する「三つの密」を避けるための所要の感染防止対策の呼びかけ
- 感染拡大につながるおそれのある施設の使用制限を要請
- その他、感染拡大阻止と社会生活の維持に有効な対策の実施

※ 緊急事態措置の実施にあたっては、政府対策本部への事前協議が必要

新型コロナウイルス感染症に係る対応状況について

医療保健部

本県における新型コロナウイルス感染症の状況については、1月30日に最初の感染者が確認されて以降、しばらくの間、新たな感染は確認されていませんでしたが、3月10日に2例目の感染が確認され、翌11日には親族内の感染ではあるものの5名の感染が確認されました。

また、3月末からは感染が確認される頻度も増え、今週だけでも9例の感染が確認され、昨日(4月16日)までの感染者は26名となりました。

このように、県内でも、新型コロナウイルスの感染が急速に広がりつつあります。

1 相談・検査状況

県庁と保健所に設置した電話相談窓口や「帰国者・接触者相談センター」には、新型コロナウイルスの感染予防法や発熱時の受診方法など、さまざまな相談が寄せられています。

国内の感染状況や県内での感染者の増加等に伴って相談件数も増加しており、電話相談窓口と「帰国者・接触者相談センター」には、4月1日から4月15日までの間に、それぞれ約5,000件の相談が寄せられています。

こうした県民の皆さんの感染症に対する不安が広がっている状況をふまえ、「帰国者・接触者相談センター」において、電話相談や「帰国者・接触者外来」への受診調整、濃厚接触者の調査等を行う人員を増員するなど、体制の強化に取り組んでいます。

また、PCR検査については、保健環境研究所における行政検査に加え、民間の検査機関等においても実施できるようになったことから、三重大学医学部附属病院等と連携し、県民の皆さんが確実に検査を受けることができるよう対応しています。

PCR検査の実施件数は、3月においては一日あたり平均約13件でしたが、4月に入ってからは一日あたり平均約42件と大きく増加しています。

今後、さらに要検査数が増加した場合でも確実にPCR検査を実施できるよう、保健環境研究所の検査機器の追加配備や検査に用いる試薬の確保のほか、検査を行う人員の増員による検査体制の充実を図るとともに、三重大学医学部附属病院等における検査機器の整備に対して支援を行うなど、検査体制の強化に取り組んでいるところです。

<参考> 3月16日～3月31日の相談件数

電話相談窓口：約3,000件、帰国者・接触者相談センター：1,500件

2 マスク・消毒液等の確保

最前線の現場である医療機関や介護施設等からの要望をふまえ、これまでも関係団体と連携して確保に努めるほか、県備蓄分の約20万枚と民間事業者の方から寄附をいただいた約1万枚のマスクを医療機関や介護施設等に配布するとともに、国から優先配布されたマスク約83万枚と消毒液2,740リットルを配布しました。

また、県独自でも確保に取り組んでおり、この度、5万枚のマスクを確保できる見通しとなりました。

引き続き、国からの優先配布や寄付等も含め、マスク・消毒液等の安定的な確保に取り組んでいきます。

3 医療提供体制等の整備

県では、医療機関における感染拡大を防止するため、个人防护具（PPE）セット等を随時配布するとともに、人工呼吸器や体外式膜型人工肺（ECMO）、HEPAフィルター付き空気清浄機・パーティションの整備について支援を行うなど、医療提供体制の確保に向け取り組んできました。

また、特に高齢の方は重症化するリスクが高いと言われており、介護施設等からは感染防止対策に係る相談が多く寄せられていたことから、施設での感染対策の留意点をまとめた手引きを作成するとともに、多床室を区切り個室化を行う改修費の支援など、きめ細かに対応を行っているところです。

感染が多数確認されている他県の状況や、ここ数日間における県内での患者の発生状況等を鑑み、急速なまん延による患者の増加に備え、症状や地域に応じてきめ細かに、かつ速やかな受け入れが可能となるよう、感染症病床（24床）に加え、一般病床100床程度の確保に向け、医療機関等との調整を進めてきました。

加えて、医療機関への患者の受け入れを円滑に進めるため、感染症専門医などを含む「三重県新型コロナウイルス医療調整本部」を設置しました。近日中に第一回目の会議を開催し、各地域における患者の受け入れについて調整を開始する予定です。

医療機関や介護施設等で働く皆さんは、自らが感染するリスクと隣り合わせの中、常に緊張感を持って業務に従事していただいています。そうした方々の安全を確保し、急速なまん延により患者が増加した場合においても適切に医療や介護サービスが提供されるよう、あらゆる支援策を講じ、万全の医療提供体制等の整備を進めていきます。

新型コロナウイルス感染症にかかる対応状況について

子ども・福祉部

感染の拡大を防止する観点から、不足するマスク等の防疫資材を児童福祉施設や障害者支援施設等へ配布するとともに、子どもの居場所となる放課後児童クラブや放課後等デイサービス事業所などのサービス確保に、市町や事業者と連携して取り組みました。また、感染症の影響で生活に困窮する方や障がいのある方など、社会の中で弱い立場に置かれた方に、寄り添った支援を行いました。

<防疫資材の確保>

学校が休業となる中、保護者が仕事を休めない子どもの居場所として開所されている児童福祉施設等において、施設職員等が使用するマスクや消毒液などの確保が厳しい状況にあることから、感染防止に必要な防疫資材の確保に取り組みました。

(1) マスクの配布

- 3/18 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設 1,600枚
(みえ犯罪被害者総合支援センター 寄贈)
- 4/7 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、障害者支援施設等 11,000枚
(三重県日本中国友好協会 寄贈の一部)
- 4/9 保育所、認可外保育所、救護施設 12,000枚
(中国河南省人民政府 寄贈の一部)

(2) 消毒液等の配布

- 3/16 手指消毒液 (国より受領)
 - ・高度医療的ケア児の家庭 15世帯
- 3/19 手指消毒液 (県で購入) 927施設
 - ・児童養護施設、乳児院、無料低額宿泊所、救護施設、障害者支援施設等
 - ハンドソープ、ゴム手袋 (県で購入)
 - ・認可外保育所、公立幼稚園、障害者支援施設 1,268施設

<福祉サービスの確保>

感染症に対する不安を抱えながら開所している児童福祉施設等について、不足物資等の課題を把握するとともに、感染拡大の状況変化にあわせた丁寧な情報提供や助言等の支援を行いました。

(1) 子どもや家庭への支援

- ・児童福祉施設での防疫対策と感染発生時の対応に関する手引きの作成と周知
- ・学校の臨時休業等の状況にあわせ、市町や事業者と連携して、保育所や放課後児童クラブ等の子どもの居場所を確保
- ・保育所等が臨時休園した場合の利用者負担額の取扱いに関する助言
- ・三重県児童養護施設長会における感染防止に関する情報交換

(2) 障がい者への支援

- ・ 障害者支援施設での防疫対策と感染発生時の対応に関する手引きの作成と周知
- ・ 特別支援学校等の臨時休業に伴う利用者の受け入れ増に対する人員基準等の弾力的な運用や雇用調整助成金など財政支援制度の利用に関する施設への助言

(3) 生活困窮者への支援

- ・ 救護施設等での防疫対策と感染発生時の対応に関する手引きの作成と周知
- ・ 保護施設における人員基準等の柔軟な運用に関する助言
- ・ 生活困窮者を対象とした自立相談支援機関（相談窓口）での相談
- ・ 生活保護の要否判定や医療扶助の柔軟な対応を市町へ依頼

<生活を守る緊急支援>

感染症の影響による休業等に伴う収入減少などで生活に困窮している方など社会的に弱い立場に置かれた方に対して、緊急的に設けられた支援制度を周知するとともに、こうした方々に寄り添った包括的な相談支援を行いました。

また、感染症の影響による不安やストレスからDVや虐待の懸念がある方など、早期に適切な対応が必要な方に対して、遅滞のない支援を行うことができるよう、状況把握や相談支援に取り組みました。

(1) 生活福祉資金貸付制度等の拡充

- ・ 感染症の影響により生活に困窮した方へ緊急小口資金等を貸付
〔4/15〕相談件数 774 件、申請件数 447 件、決定件数 231 件、決定額 39,350 千円
- ・ 実施主体である三重県社会福祉協議会へ応援職員を派遣〔4/15 開始、約 2 名/日〕
- ・ 離職や廃業と同程度に困窮し住居を失うおそれのある方へ住居確保給付金を支給

(2) ひとり親家庭等への支援

- ・ 県立病院等の備蓄品〔1,100 品目〕を、ひとり親家庭等への食料支援を行う団体へ寄贈
- ・ NPOから提供された保護者のアンケート〔226 件、内ひとり親家庭 87 件〕を受けて情報提供等の仕組みを検討

(3) 虐待・DVの防止

- ・ 学校休業中の支援対象児童について、状況把握と必要な支援の実施を市町へ依頼
- ・ 母子生活支援施設へDV被害者に対する適切な支援と対応を依頼

(4) 妊産婦等への注意喚起

- ・ 不安を抱える妊婦への感染症対策に関するリーフレットについて市町を通じて周知
- ・ 母子保健事業等の実施にあたる新型コロナウイルス対応について関係機関へ周知

今後、各種資金の貸付や相談窓口での相談件数の状況を週単位で集約するとともに、施設の利用者や福祉サービス事業者、市町等の声を丁寧に聞き取ったうえで、次のステージでの対応に生かしていきます。

新型コロナウイルス感染症にかかる対応状況について

環境生活部

環境生活部では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止、県民の不安の払拭のため、県立文化施設等の休館、外国人住民等からの相談や人権・消費に関する相談への対応、私立学校に対する支援等について、取り組んできました。

1 県立文化施設の休館

県立文化施設（総合博物館、美術館、斎宮歴史博物館、図書館）については、4月7日に国の緊急事態宣言が発出されたことなどを踏まえ、県内だけでなく県外からも多く来訪いただく施設であることから、4月11日から5月11日までの間、休館することとしました。

なお、図書館では、利用者の一定の利便性を確保するため、事前に連絡をいただいたうえで、書籍の貸し出しを行っています。

また、当部が所管する施設における展示等のスペースについても、不特定多数の方が訪れることから、県立文化施設と同様に閉鎖することとしました。

さらに、指定管理により運営している総合文化センターについては、貸出施設の利用を4月15日から5月11日まで休止しています。

2 相談対応

(1) 外国人住民からの相談対応

みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）においては、新型コロナウイルス感染症に関する外国人住民からの相談が増加しており、4月16日現在で77件（県内55件、県外21件、不明1件）が寄せられ、特に、症状に関する相談が増えている状況です。

そこで、相談員を1名増員して、外国人住民、通訳、相談員の3者間通話で、また、具体的な症状が疑われる場合は、保健所を加えた4者間通話で、外国人住民に寄り添った丁寧な対応を行っています。

さらに、休業補償や解雇、生活困窮などの相談に応じるため、社会保険労務士など専門家による緊急専門相談会を4月19日から6月21日までの間に5回実施することとしています。

また、外国人住民が的確な情報を得られるよう、三重県多言語情報提供ホームページ（MieInfo）において、従前の6言語（英語、中国語、フィリピン語、スペイン語、ポルトガル語、日本語）に、今回新たにベトナム語を加え、7言語で情報を発信しています。

【参考】 相談内容（4月16日現在）	合計77件（県内55、県外21、不明1）
・新型コロナウイルス感染症に関すること （症状、予防対策、医療機関、検査等）	51件（県外17、県内34）
・雇用や収入等に関すること	13件（県外2、県内10、不明1）
・在留手続きや入国等に関すること	6件（県外1、県内5）
・その他	7件（県外1、県内6）

(2) 人権に関する相談対応

新型コロナウイルスの患者や医療従事者等への差別や偏見、感染症に関するデマの拡散が、SNSなどで広がっています。このような行為は、人権を侵害するだけでなく、いたずらに人々の不安を煽り、感染拡大防止の妨げとなります。これまで、人権センターでは、新型コロナウイルス感染症に関して、相談2件、差別事象2件に対応するとともに、県民に人権への配慮を求める緊急メッセージをホームページで発信しました。引き続き、ラジオスポット放送など各種広報媒体を活用し、市町と連携して、正しい情報に基づいた冷静な行動を行うよう呼びかけていきます。

(3) 性暴力被害に関する相談対応

感染症の影響により自宅待機等を余儀なくされることでの不安やストレスから、家庭内等におけるDV等の増加が懸念されています。このため、電話や面接相談に加え、試行として、3月16日から30日までの間、「DV」、「妊娠SOS」の分野と合同で、SNS(LINE)による相談を実施しました。

(4) 消費者相談対応

感染症の関係では、これまでに県消費生活センターへ40件、市町消費生活相談窓口へ310件の相談が寄せられており、主な内容としては、旅行・イベント等のキャンセル・払い戻し、マスク・トイレットペーパーの不足に関するものとなっています。引き続き、感染症に便乗した悪質商法等の消費者トラブルを防止するため、ホームページ等で注意喚起を行うとともに、県民がデマに惑わされず安心して落ち着いた消費行動をとれるよう、市町と連携して情報発信していきます。

3 私立学校に対する支援

私立学校に対して、文部科学省から示されたガイドラインを周知し、各学校の状況に応じて適切に対応するよう依頼したほか、教育委員会と連携し、適時的確に情報提供を行い、各学校の状況を聴き取り、相談に応じるなどの支援を行っています。

新型コロナウイルス感染症による三重県農林水産業への 影響と対応状況について

農林水産部

農林水産部では、新型コロナウイルス感染症の発生以降、本県農林水産業への影響について、現場訪問や聞き取り調査を継続的に実施し、実態把握を行ってきました。

また、明らかになった課題に対しては、国の緊急対応策と連動しつつ、速やかに対策を講じてきたところです。

今後は、緊急事態宣言の対象が全国に拡大されたことを受けて、その影響を速やかに把握し、対策を検討・実行していくこととしています。

1 農林水産事業者への経営支援等

当面の資金繰り対策のニーズが高いことから、以下の対策を講じてきました。

(1) 相談窓口の設置 (3月6日)

- ・農林水産部内に農林水産事業者に対する経営支援相談窓口の設置

(これまでの相談件数 12 件：資金支援の内容や労働力の確保、返済猶予に関する相談など)

- ・農林漁業セーフティネット資金を借り受ける方への県単独事業による利子の 1/2 助成の開始

(2) 国への緊急要望 (3月17日)

鈴木知事から西村康稔内閣府特命担当大臣に対し、「新型コロナウイルス感染症を克服し、三重県経済が直面する難局を乗り越えるための緊急要望」を実施。

- ・漁業収入安定対策の充実を要望

→国と漁業者が拠出する積立金の積み増し、支出要件の緩和が実現

- ・漁業者の経営維持・安定を図るための負担軽減対策を要望

→漁業経営維持安定資金、漁業近代化資金の貸付利子、保証料の国の助成措置が実現

(3) ガイドラインに基づく事業者への巡回指導 (3月18日～)

県内の農産物直売所や産直市場等において、事業者に感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する国のガイドラインに基づき、新型コロナウイルス対策の普及啓発を実施するとともに、北勢地域を中心に普及指導員等による巡回指導や経営への影響について聞き取り調査を実施。

(4) 融資枠の拡大等 (3月31日)

令和2年度三重県一般会計補正予算(第1号)

→農業者の経営安定を図るため、農業経営近代化資金の融資枠を12億円から22億円に拡大

→漁業者の経営安定を図るため、漁業経営維持安定資金の融資枠を1億円から10億円に拡大するとともに、県単独事業で利子・保証料を1/2助成

2 農林水産業への影響調査等

(1) 県普及指導員等による聞き取り影響調査

県の普及指導員等が中心となって、現場訪問や聞き取り調査を継続して行っており、生産から、加工・流通、販売に至る（70を超える）生産者や関連団体から影響等を伺っています。

農林水産業全般に共通する課題として、現場からは、

- ・県産農林水産物の量販店向けの取引は、概ね堅調であるものの、外食・宿泊業関係の取引が大きく減少している
- ・高級食材（松阪牛、養殖マダイ等）の需要が減退し、在庫が増加・滞留している
- ・資金繰り対策はもとより、消費を喚起するための情報発信の充実や、地産地消の取組を強化して欲しい

などの声を聞いているところです。

(2) 知事の現地訪問による影響調査

- ① 3月12日、学校休校に伴う給食用牛乳への供給停止が生じている大内山酪農農業協同組合を知事が訪問し、現状全廃棄は免れたものの、生乳の委託加工への変更による価格差補てんや、今後やむを得ず廃棄となった場合の補てんなど、切実な生産現場の声を伺いました。

→余剰となった牛乳の廃棄費用の補てん、衛生管理向上のための設備導入に対する支援について国へ要望（3/17）

→学校給食用牛乳から脱脂粉乳等向けへの仕向け変更に伴う生産者対策として、変更により生産者に生じる乳代価格差への支援（国措置）

→脱脂粉乳等の用途変更や学校給食用牛乳の処理に伴う乳業者対策として、用途変更により生じる販売価格差への支援（国措置）

- ② また、4月7日、県内水産業への影響が大きいマダイ養殖の生産現場を知事が訪問し、流通や輸出の現状から需要減の実態を把握するとともに、生産者から直接、出口対策（特に県内消費）や経営継続への支援の必要性などについて、お話を伺いました。

→在庫が滞留している養殖マダイについて、生産者を応援するため、県内量販店（A社62店舗、B社32店舗）において緊急販売を実施（4/17～）

（今後は令和2年度国補正予算等を活用しながら、養殖マダイをはじめとする在庫の滞留等が生じている品目について、販売促進の取組を支援予定）

(3) 職員参加型の取組

生産現場の声を早急に解決するため、着手可能なものから実行するという考えのもと、職員参加型の取組として、4月1日から、

→県民ホール等に県産の花を展示し、その魅力を発信する「花いっぱいプロジェクトみえ」の実施

→オール三重で「みえの農林水産物」を応援するためのホームページの開設

→需要が減退した松阪牛や豚肉、乳製品、水産物などの斡旋購入による応援などに取り組んでいるところです。

新型コロナウイルス感染症による三重県経済への影響と対応状況について

新型コロナウイルス感染症による三重県経済への影響については、旅行者による宿泊キャンセル等が発生している観光業をはじめ、海外の生産活動の停滞等によりサプライチェーンに毀損が生じている製造業のほか、学校の臨時休業等により様々な業種に、売上や受注の急減、生産活動の停滞、雇用の維持などの課題が拡大しています。

こうした中、三重県緊急経済会合や県内産業の現場の皆さんとの意見交換等を踏まえ、3月13日に「新型コロナウイルス感染症に関する三重県緊急経済対策」を取りまとめ、特に、当面の資金繰り対策のニーズが高いことから、県融資制度セーフティネット資金の融資枠の大幅拡充に加え、信用保証料補助率の上乗せや、貸付金の据置期間の延長など、リーマンショック時を上回る水準で支援を行っています。

また、国に先駆けた融資によらない資金支援の取組として、新型コロナウイルス感染症による売上減等の影響を乗り越えて経営向上をめざし、三重県版経営向上計画に基づき販路開拓や生産性向上などに向けて実施する事業を支援する「三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金」を創設するなど、県内の中小企業・小規模企業が困難を乗り越え、事業活動を継続できるよう、国の緊急対応策と連動しつつ、県内経済団体、金融機関など関係する全ての機関による「オール三重」でスピード感をもって対策を実行しています。

<三重県緊急経済対策の主な実施状況> (事業活動への支援)

1. 資金繰り支援策 (県融資制度)

- ・3/18からセーフティネット資金等の融資枠を拡大 (90億円→362億円)
- ・3/18から信用保証料補助率を上乗せ (事業者負担を0.6%から0.2%へ軽減)
- ・3/18から据え置き期間を延長 (1年以内→2年以内)
- ・セーフティネット資金 (保証5号) の指定業種拡大を国へ要望し、実現。
(4/10から151業種が追加され738業種へ拡大)

(参考)

三重県中小企業融資制度の活用状況 (新型コロナウイルス感染症関連)

リフレッシュ資金	10件	1億2,100万円
セーフティネット資金 (保証4号)	247件	60億9,830万円
セーフティネット資金 (保証5号)	56件	20億4,150万円
セーフティネット資金 (危機関連保証)	175件	61億6,350万円
合計	488件	144億2,430万円

※信用保証協会が保証を承諾した件数 (4月15日現在)

2. 回復軌道に乗せるための資金支援

「三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金」の創設（4/9募集開始）

- ・三重県版経営向上計画を活用した定額補助制度
- ・補助対象は、売上減（15%以上）の中小企業・小規模企業
- ・三重県版経営向上計画ステップ2は50万円以内、ステップ3は100万円以内
- ・事務局：三重県産業支援センター

3. 雇用調整助成金などの緊急的な支援（3/17国へ要望⇒4/1から実現）

- ・助成率の拡大（2/3→4/5、解雇を行わない場合は9/10）
- ・休業対象をすべての労働者へ拡大
- ・残業相殺の停止、手続きの簡素化、支給の迅速化等が追加措置済み

4. 観光業への支援（3/17国へ要望）

- ・宿泊キャンセル料を特別に免除した宿泊事業者等に対し、相当額の補填措置を国へ要望
- ・修学旅行等のキャンセルについて、「中止ではなく延期とする」趣旨の通知を发出することを国へ要望
- ・観光や農林水産物の需要を喚起するキャンペーンの実施を国へ要望

<国へ要望した内容の反映状況>（※雇用経済部関係）

3月17日に鈴木知事から西村康稔内閣府特命担当大臣に対し、「新型コロナウイルス感染症を克服し、三重県経済が直面する難局を乗り越えるための緊急要望」を行いました。要望項目に対する国の反映状況は次の通りです。

	要望項目	反映状況
1 情勢に即応した機動的な対策の実行		
(1)	第2弾対応策等の早期かつ着実な実行	4/1から雇用調整助成金の特例措置が拡大されるなど、早期かつ着実に実行中。 <u>反映済</u>
(2)	刻々と変化する状況への迅速な対応	速やかにセーフティネット資金(保証5号)の指定業種拡大など迅速な対応あり。 <u>反映済</u>
(2)①	民間金融機関における事業者支援の取組の徹底	3/6麻生財務大臣兼金融担当大臣から金融機関へ協力要請。 <u>反映済</u>
(2)②	セーフティネット保証5号のさらなる対象業種追加	4/10から738業種へ拡大。 <u>反映済</u>

(2)③	貸付制度の事業者のニーズへの的確な対応等	旅館業等を対象とした「衛生環境激変対策特別貸付」制度見直しについて、4/7緊急経済対策を確認中。
(3)	円高への対応	3月下旬以降、為替は比較的落ち着いている。
(4)	追加経済対策における思い切った措置と地方公共団体への配慮	4/7緊急経済対策において、固定資産税等の軽減・免除措置を盛り込み。また、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を盛り込み。 <u>反映済</u>
2 事業活動への支援		
(1)①	雇用調整助成金の対象の拡大等	4/1から対象要件緩和、助成率等を拡大。 <u>反映済</u>
(1)③	事業継続力強化等の支援の充実	4/7緊急経済対策において、「感染症対策を含む中小企業強靱化対策事業」を盛り込み。 <u>反映済</u>
(1)④	中小企業再生支援協議会の相談機能の拡充	4/7緊急経済対策において、「中小企業再生支援協議会による事業再生・経営改善支援」を盛り込み。 <u>反映済</u>
(2)①	宿泊キャンセル等への支援	4/7緊急経済対策において、修学旅行の中止や延期に伴うキャンセル料等への支援を盛り込み。 <u>一部反映済</u>
(5)③	事態終息後の回復支援	4/7緊急経済対策において、「Go Toキャンペーン事業」の実施を盛り込み。 <u>反映済</u>

<相談窓口等の対応>

1 中小企業者等向け経営相談窓口への相談実績

〔設置日〕 令和2年1月31日

〔相談件数〕 361件（4月16日現在）

（内訳）中小企業・小規模企業 267件

金融機関 38件

商工団体 56件

〔相談事例〕

- ・セーフティネット資金が利用できる条件を知りたい。
- ・セーフティネット資金を利用する際の手続きにかかる時間が知りたい。
- ・現在リスケ中であり、金融機関から再リスケは難色を示されている 等

2 三重県労働相談室への相談実績

〔相談件数〕 64件（4月15日現在）

〔主な相談事例〕

- | | |
|-----------------------|-------------|
| ・子の世話のために取得する休暇に関するもの | 8件（うち外国人1件） |
| ・技能実習生の休業等に関するもの | 3件 |
| ・非正規従業員の休業等に関するもの | 11件 |
| ・雇用調整助成金の活用に関するもの | 11件 |
| ・濃厚接触者の休業等に関するもの | 4件 |
| ・個人向け生活資金支援に関するもの | 6件 等 |

※4月11日から新型コロナウイルス感染症に関する労働相談に対応できるよう、特別労働相談窓口を設置し、開所時間を拡大して対応

3 県内企業の影響把握

(1) 市町や関係機関を通じた聞き取り調査

〔相談・報告件数〕 延べ3,030件（4月13日）

〔聞き取り先〕 市町、商工会、商工会議所、金融機関、信用保証協会、
県観光連盟、旅館ホテル生活衛生同業組合、バス協会 等
（合計80機関）

〔主な回答〕

- ・学生が多い場所でコンビニを経営しており、休校の影響が大きい。
- ・印刷業を営んでおり、イベント中止で受注に影響が出ている。
- ・灯油販売をしているが、価格が20円/Lも下落しており、影響が大きい。
- ・県外への出張ができなくなり、今後の売上を心配している。
- ・電化製品の輸入が滞り、受注があっても販売できない 等

(2) 立地計画認定企業及び地域経済牽引事業認定企業等への聞き取り調査

〔対象〕 121社（4月8日～9日調査）

〔結果〕「影響あり」が77社（63.6%）（参考：4月2日時点：54.5%）

※ 原材料の調達遅延や、生産・調達等に係る人員調整、出張停止、移動制限（会議など一般的な出張を除く）、受注減など、操業に直接影響があるもの

〔主な回答〕

- ・中国をはじめとする海外から調達していた原材料等の、輸入が滞っている
- ・海外から帰国後2週間拘束されるため、海外の自社工場への技術者派遣ができない
- ・国内外の取引先工場の生産減に伴い、受注の減少（売上の減少）が生じている

(3) 宿泊事業者等の影響調査（4月16日時点）

〔対象〕 三重県旅館ホテル衛生同業組合加盟宿泊施設、三重県バス協会加盟社、主要観光施設

〔主な回答〕

（宿泊施設）

- ・法人所得税、固定資産税の免除。社会保険料、消費税の減免。税金の優遇措置が必要。
- ・休業補償の経費に非常に困っている。
- ・要綱等の文書をわかりやすく書いて欲しい。申請のハードルが高い。
- ・宿泊者及び従業員の安全のために要する物資（消毒アルコール・マスク・ゴム手袋）が足りていない。
- ・日々の業務の中でどういったことに取り組むべきか、感染対策として各施設の均一な拡散防止策を指導して欲しい。
- ・GW期間中に県外からの宿泊客の予約が入っており、心配している。

（バス運行事業者）

- ・雇用に関する従業員の助成金の大幅拡充をお願いしたい（バス乗務員の特別助成）。雇用調整助成金は休業しないと対象でなく不便。教育訓練・出向扱いできるのは大手だけ。
- ・この状況が続けば、乗務員の離職のおそれがある。
- ・先行き不透明な部分が一番心配。

（観光施設）

- ・日一日と集客減。観光事情は重いものと化した。事業継続に向けた取組へ支援が必要。
- ・マスク、消毒除菌関連物品の安定供給が必要。病院・医療施設へのマスク等の配布が最優先と思うが、観光施設や対面販売をする業種への対応もお願いしたい。
- ・お客様への対応について、一定の基準は必要。どこからどこまで消毒すれば良いかわからない。ウイルスがどれぐらいの時間生きているのを知りたい。

<第2回新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済会合>

開催日：4月8日（水）

出席者：県内の経済団体や金融機関など労使を含め18団体の長等

〔主な意見〕

- ・前回会合（3/11）の時点では、宿泊業や飲食業に影響が出ていたが、現在は製造業を含む全産業へ影響が広がっている。
- ・資金繰りに支障をきたしている企業は多い。さらなる保証料補助の上乗せをお願いしたい。
- ・自然災害等と異なり、事業環境がいつ正常化するのか見通しがつかない。企業がこの先の資金繰りを心配し、融資を受けたお金をそのまま手元資金として置いているケースが見られる。リーマンショック時と同じ現象が起きつつある。

- ・県の「創業再挑戦アシスト資金」を利用している開業前の企業は、今の緊急的な制度融資を利用することができないため、借り換えができるようにしてほしい。
- ・土産物や特産物の販売機会が減少し、賞味期限が迫っているものがある。インターネット活用等により消費につなげることができないか。

<経済団体への要請等> (※3月13日以降)

- 3月19日 「新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受ける下請等中小企業者との取引に関する配慮について」
 経営基盤の弱い下請等中小企業者に対する影響を最小限とするため「納期遅れへの対応」、「適正なコスト負担」、「迅速・柔軟な支払いの実施」、「発注の取消・変更への対応」について、周知徹底を図るなど適切な措置を講じるよう書面で協力を要請。
- 3月19日 「新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている下請等中小企業者への「下請かけこみ寺」の周知について」
 親事業者が下請事業者に対して、買い叩き等の違反行為を行った場合には、(公財)三重県産業支援センターに設置されている「下請かけこみ寺」に相談するよう周知するよう書面で協力を依頼。
- 3月25日 「新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた2019年度に学校を卒業した内定者への特段の配慮に関する要請」
 採用内定者について、最大限の経営努力を行う等あらゆる手段を講じて内定を取り消すことなく採用するよう書面で協力を要請。

<金融機関への要請>

3月13日 「三重県内に本支店を有する金融機関への要請事項」

中小企業・小規模企業が経営上の不安を解消できるように、「既往債務について迅速かつ柔軟に対応すること」、「新規融資について、迅速かつ個々の状況に応じて丁寧に対応すること」、「迅速かつ適切に実施できる体制を整え、組織の隅々にまで徹底し、中小企業・小規模企業の負担が軽減されるよう十分な配慮をすること」の3項目について、地域を支える中小企業・小規模企業の経営継続に向けたきめ細かな対応を全力で取り組まれるよう書面にて協力を要請。

新型コロナウイルス感染症に関する対応について

三重県教育委員会

県教育委員会では、これまで児童生徒の安全を第一に考えながら、学びの継続との両立について慎重に検討し、感染症対策の徹底、学習支援、心のケアなどの取組を進めてきました。

緊急事態宣言の対象が全国に拡大されたことから、その影響をふまえ、改めて必要な対策を検討し、速やかに実行していきます。

1 これまでの状況

- 令和2年2月28日付け文部科学省通知「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について(通知)」をふまえ、3月2日から春季休業の開始日までの間、県立学校を臨時休業としました。
- 令和2年3月24日付け文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」をふまえ、本県においては、感染経路が把握できており、感染源が未知の感染者数はゼロとなっていることなどから、感染防止対策を確実に行うことを前提として、4月8日から県立学校を再開することとしました。
- 一方、3月28日に鈴鹿市で開催された陸上競技の講習会に多くの子どもたちが参加し、感染者の方との接触者となったことを受け、鈴鹿市、四日市市、三重郡、亀山市、津市内の県立学校の再開を、4月13日まで延期しました。

2 県立学校における対応状況

(1) 4月15日から5月6日までの臨時休業

本県からの通勤などが多い愛知県やその他の隣接県で感染が拡大しており、本県は感染経路が不明なものはないものの、県外からの移動者にかかる感染事例が継続し地域も拡大するなど、県内の感染リスクはこれまでと異なる状況にあることから、4月10日に、4月15日から5月6日まで、全ての県立学校を休業することとしました。同日、市町教育委員会にも、県の考え方を示し、市町の状況に応じて対応いただくよう通知しました。

(2) 4月13日、14日の登校時の「3つの密」の回避

通学時の公共交通機関の混雑状況を学校ごとに確認し、登校時間の調整、始業時間の変更により混雑解消を図るとともに、これらによっても「3つの密」を回避できない高等学校8校、特別支援学校5校については、4月13日と14日に臨時バスを運行しました。

(3) 児童生徒の感染防止対策

児童生徒に以下の感染防止対策を徹底するとともに、学校にマスクや手指消毒液を備えています。

- ① 家庭においては体温測定などの体調管理を行う。
- ② 咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底する。
- ③ 風邪症状がある場合には外出を控え、やむを得ず外出する場合には、マスクを着用する。
- ④ 「密閉・密集・密接」となる場所に行かない。

(4) 学習活動

① 家庭学習

児童生徒の実態に応じ、主たる教材である教科書に基づく家庭学習を課すとともに、家庭学習が円滑に進むよう、教科書と併用できる適切な教材を提供するとともに、国の学習支援サイトやテレビ番組の活用も促しています。

② 指導の工夫

特別支援学校の児童生徒で、自宅で一人で過ごすことができない場合などは、学校での感染防止対策を徹底したうえで登校させることとしています。登校する児童生徒については、スクールバスを運行するとともに、昼食を提供します。

(5) 部活動

部活動は休止とし、自主的な活動であっても集団で活動しないよう指導しています。

(6) 心のケア

感染症に係るいじめ、偏見、ストレスに関する相談窓口（「24時間子供SOSダイヤル」等）を周知するとともに、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラーによる支援など、児童生徒の心のケアに配慮することとしています。

3 市町教育委員会への支援

公立小中学校を所管する市町教育委員会に対しては、文部科学省の通知や県教育委員会の取組などを周知・説明するとともに、市町教育委員会の状況を把握し、必要に応じ助言するなど、市町教育委員会の取組が適切に行われるよう支援しています。

4 青少年教育施設の状況

感染拡大防止のため、県立鈴鹿青少年センターは4月2日から5月6日まで、県立熊野少年自然の家は4月15日から5月6日までの間、臨時休館としています。